

# マレーシアの開発戦略転換

## ——「脱ブミプトラ政策」の形成過程——

さとう 藤 寛

- I NEP から NDP へ
- II 開発の初期条件とブミプトラ政策の成立
- III NEP 期における開発戦略の推移と脱ブミプトラ政策化
- IV 脱ブミプトラ政策の今後

### I NEP から NDP へ

マレーシアの独立（1957年）以来の政治論理の柱に「ブミプトラ（マレーシアに土着の諸種族＝主としてマレー人）<sup>(注1)</sup>の政治・経済・社会的優遇が必要である」という考え方がある。そしてこの考え方を反映した一連の諸政策を「（広義の）ブミプトラ政策」と呼び、これがマレーシアの政治・社会を語る場合に最も基礎的な説明要因となっている。

一方1971年以来のマレーシアの経済発展戦略や開発政策を語る場合には、その根底にある新経済政策（New Economic Policy, 以下 NEP）抜きには何も語ることはできない。NEP はブミプトラ政策を経済面でどのように実施するかを体系的に示したものであり、経済面に限って見た場合、NEP はブミプトラ政策とほぼ同義に用いられる<sup>(注2)</sup>。

さて 1971 年から 90 年までを覆う長期の経済政策であった NEP が明確な政策体系として姿を表わしたのは 73 年 11 月の「長期展望計画」（Outline Perspective Plan=OPP I）によってで

あり、この長期経済計画の中核に据えられる開発戦略として打ち出されたのが NEP であった。ただしすでにそれ以前からマレー人保護のさまざまな経済政策は実施されており、それらの諸政策を含めて統一的な経済政策体系にしたのが NEP であったと言える。

NEP の骨子となる考え方が最初に表明されたのは 1969 年の 7 月 1 日であり、これはマレーシア最大の政治的危機ともいべき「5・13 事件」（主としてマレー人と華人の間の種族間暴動。69 年 5 月 13 日に発生したためこう呼ばれる）の直後であった。このことからも容易に推察できるように、NEP は経済政策ではありながらブミプトラ民衆の政治的、経済的、社会的な不満をいかに解消するかというきわめて政治性の高い目標をその政策の中心に据えるものであった。それゆえにこれ以後 NEP とブミプトラ優遇策は一体不可分なものと捉えられ、「NEP＝ブミプトラ政策」という理解が成り立ってきたのである<sup>(注3)</sup>。

こうしてマレーシアの開発を語る場合には政治と経済の一体性が強調されることになり、このことはブミプトラ政策の名の下に正当化されてきた。しかし一方で経済開発を政治とできる限り切り離し、純粋な経済問題として扱うべきであるという立場にたつ人々の目には、NEP は経済開発の阻害要因としての側面を強く持つ

ものと映ってきた。とりわけ非ブミプトラ（華人、インド人）は、NEP を彼らがマレーシア国内で経済活動を行なう上での桎梏とみなし、また外国資本はマレーシアで経済活動を行なう上での好ましからざるコストとして捉え、さらに1986年頃からは一部のブミプトラのエコノミスト<sup>(注4)</sup>の間にも経済効率という点からブミプトラ政策の非効率性を指摘する声が生まれ始めていた。

このような背景の中で NEP はその期限である1990年12月31日を迎えた。非ブミプトラ、外資にとって、NEP の終了は広義のブミプトラ優遇策の終焉を意味しないまでも、少なくとも経済分野におけるブミプトラ優遇策のあり方を見直す絶好の機会と考えられた。このため NEP に替わるべき「ポスト NEP」がどのような政策になるのかが彼らにとっての重大な関心事となったのである。一方マレー人（ブミプトラ）の側も、既得権益の擁護の立場からこれまたポスト NEP の行方に大きな関心をよせた。こうして1989年以降、「ポスト NEP」のあり方がマレーシアの政治・経済の最も重要な焦点となり、各陣営がそれぞれの立場からさまざまな期待と見解を、公的な場、私的な場を問わず表明し、さながら百家争鳴の観を呈したのである<sup>(注5)</sup>。

NEP 終了の1990年末あるいは91年初頭に発表かと予想された「ポスト NEP」は91年6月になってようやく発表された。この新たな経済政策は1973年発表の OPP I を継承するものとの位置づけから「第2次長期展望計画」(The Second Outline Perspective Plan, 1991-2000=OPP II) という名で発表された。OPP I の中の NEP に当たる具体的な開発戦略として、すなわち「ポスト NEP」として「国家開発政策」

(National Development Policy, 以下 NDP)<sup>(注6)</sup> がそのベールを脱いだのである。

この「ポスト NEP」=NDP をどのように理解するか、DEP とブミプトラ政策との関連をどのように位置づけるかは、それぞれの立場、論者によって見解が異なる。しかし、筆者としては、この NDP をマレーシアの経済における「脱ブミプトラ政策」の始まりを告げるものとして捉えたい。

こうした見方に関しては、多くの異論があり得る。特に NEP を貫いてきた「ブミプトラ政策」は NDP にも継続されていると見る意見は根強いし、一定の説得力を持っている<sup>(注7)</sup>。しかし、本稿では NDP を脱ブミプトラ政策の方向を指向したものとして捉える立場に立ち、NEP 下の20年間の開発戦略の軌跡こそが、脱ブミプトラ政策が形成されていく過程でもあったという仮説を提示してみたい。

以下では、NEP 期20年間のマレーシアの開発戦略の軌跡を簡単にたどり、NEP が1985～86年不況期を境にすでに「脱ブミプトラ政策」化を始めていたこと、これは一時的な政策ではなくその後の良好な経済成長実績によって長期政策として定着してきたこと、そしてその延長線上に NDP が位置づけられていることを指摘していきたい。

(注1) ブミプトラの定義については、堀井健三編『マレーシアの社会再編と種族問題——ブミプトラ政策20年の帰結——』研究双書386 アジア経済研究所 1989年 ivページ参照。またマレー人、華人、インド人などのエスニック・グループを指す日本語をここでは「種族」とするが、その根拠については同書 vページを参照されたい。

(注2) 「ブミプトラ政策」を NEP 期に実施された諸政策を指す言葉として用い、それ以前の政策を「マレー

人優遇策」と呼ぶ立場からは、そもそも NEP=ブミプラ政策である。歴史的にはこの立場の方が正確なのかも知れない（堀井健三「序文」〔堀井健三・萩原宣之編『現代マレーシアの社会・経済変容——ブミプラ政策の18年——』研究双書370 アジア経済研究所 1988年〕8~12ページなど）。しかし、本稿ではブミプラ政策とNEPの諸政策をわけて考える立場から、経済面のみならず政治・社会の諸分野にわたる独立以来の「マレ一人」および「ブミプラ」優遇策を広義のブミプラ政策と呼ぶ。したがって本稿ではNEP=(狭義の)ブミプラ政策という立場をとる。

(注3) 堀井健三編『マレーシアの工業化——多種族国家と工業化の展開——』アジア工業化シリーズ12 アジア経済研究所 1990年 iiiページ。

(注4) この立場の論客としては、マレーシア経済研究所(MIER)のカマル・サリ(Kamal Salih)氏、マレーシア中央銀行顧問のザイナル・アズナム(Zainal Aznam Yusof)氏などがあげられよう。

(注5) 特に、政府が公的な議論の場として各種族、各層の代表者を招集し1989年から91年初めにかけて継続的に開催した国家経済諮問委員会(NECC)では、かなり突っ込んだ議論が行なわれた模様である。NECCの討議内容は非公開であったが、各メンバーは1989年から90年にかけてマスコミ、シンポジウム等を利用してさまざまな意見を表明していた。しかし、多くの利害代表を含むNECCはコンセンサスを形成することはできず、一部の委員の脱落などもあって、マハティール首相は「ポストNEP」の政策にNECCの答申を利用するという当初の方針を変更し、政府は独自にNDPを作成した。佐藤寛「クアラルンプールの熱い夏」(『アジアトレンド』第48号 1989年11月)57~67ページ／同「1989年のマレーシア」(『アジア動向年報 1990年版』アジア経済研究所 1990年)369~371ページ／同「1990年のマレーシア」(『アジア動向年報 1991年版』アジア経済研究所 1991年)365~366ページ／木村陸男「1991年のマレーシア」(『アジア動向年報 1992年版』アジア経済研究所 1992年)327~328ページ。

(注6) この計画は発表当初は新聞などでも「新開発政策(New Development Policy)」とされていたが、1991年6月21日に議会で「国家開発政策」と改称された。

(注7) 木村陸男「マレーシアの長期開発戦略とナショナリズム」(『アジアトレンド』第62号 1993年6月)50~63ページ。

## II 開発の初期条件とブミプラ政策の成立

### 1. 開発の初期条件

#### (1) 多種族国家

マレーシアの政治・経済を語るときに真っ先に考慮されるべきは「多種族国家」という点である。もちろん多くの途上国において異なる人種、民族、種族(エスニック・グループ)、部族などが混在することは珍しいことではないが、マレーシアの場合の特徴は、(1)混在状況がイギリス植民地支配という外生的な要因によって発生し新参者としての2種族(華人、インド人)の流入が比較的最近(19世紀~20世紀)であること、(2)混在する種族間には生活習慣、宗教の面での相違が大きく、都市にあってもほとんど通婚が見られないこと、(3)にもかかわらず、経済的にはひとつのシステムの中に包摂されており、独立当時その中枢部分を英國籍企業と並んで華人がほぼ独占的に掌握していたこと、(4)独立後人口で過半数をわずかに上回るマレ一人が、3~4割を占める華人、1割を占めるインド系を抑えて政府の中心になるというルールが確立していること、などがあげられる。これらのがが、ブミプラ政策の背景となるのである。

#### (2) 資源賦存状況

マレーシアの経済発展を考える際に今ひとつの前提となるのは、比較的豊富な天然資源を有しているという点である。これらの資源には、国際商品作物として輸出稼得力のある農産品(天然ゴム、オイル・パームなど)、19世紀以来の錫、最近では石油・天然ガスがある。これら一次産品の輸出による外貨の獲得が独立以来1970

年代までマレーシア経済を牽引してきたのである。この点が天然資源がほとんどない日本・NIEs 諸国との大きな相違点である（なおイギリス植民地時代に錫鉱山の労働者として大量の中国人が、ゴム・プランテーションの労働者としてインド人が導入され、それが今日の多種族国家の原因となつたのである）。

一国のさまざまな資源保有量を単純に比較することはできないが、輸出のうちにどれほど天然資源に発する要素が含まれているかという点から比較すると、アジア太平洋地域の中でマレーシアはインドネシアに次ぐ「資源豊富国」であるという試算もある<sup>(注1)</sup>。このため、資源輸出の輸出稼得を開発資金として利用することが可能で、かつこれら資源を活用した工業化の可能性も有している。ただし、NEP 期以降は、経済構造の高度化を目指すため、生産構造、輸出構造とともに天然資源への依存から脱することがマレーシアの経済政策の重要な課題のひとつであった。

### (3) 人的資源

マレーシアの人口規模は、1970年当時で約1050万人程度と、東南アジア地域では比較的人口の少ない部類に入っていた。相対的に人口が中規模であるという条件は1990年に至っても変化していない。すなわちマレーシアの1819万人（1990年推計）の人口に対して、ASEAN 諸国ではシンガポールの300万人（89年）は別として、インドネシアが約1億8000万人（90年）、フィリピンが約6100万人（90年）タイが約5600万人（89年）といずれもマレーシアを大きく凌いでいる。またその他の周辺国と比べてもベトナムが約6400万、ミャンマーが約4100万人（いずれも1989年）となっており、国内市場規模の小ささが当

面の競争相手となるこれらASEAN 諸国、周辺諸国と比べて不利な条件として働くことが予想される。国内市場の規模が小さいことは工業化を目指すマハティール政権の下ではボトルネックと考えられ、このためマハティール首相は1982年に多くの途上国の人口抑制策とは逆に、21世紀末に人口を7000万人とする人口増加促進構想を発表することになるのである<sup>(注2)</sup>。

## 2. ブミプトラ政策=経済開発の政治性

ブミプトラの保護・優遇はマレーシア憲法第153条において規定されているが<sup>(注3)</sup>、現実の経済政策にそれをどのような形で反映させるかについては独立当初は必ずしも明かではなかった。もちろん旧植民地系外資（英國資本）ならびに華人が経済の中核を握っていることに対する反発は強かったので、政府も独立当初からタクシー・バスの事業免許等の面でブミプトラ優遇のため個別的な政策はとっていた<sup>(注4)</sup>。またブミプトラの経済的地位の向上のために総合的な戦略が必要であるとの提案は、1965年と68年の二度にわたって開催された、「ブミプトラ経済会議」(Konggres Ekonomi Bumiputra Malaysia)において萌芽が見られる。しかしわゆる「ブミプトラ政策=NEP」が開発戦略の中に位置づけられるようになるのは、1969年5月13日暴動<sup>(注5)</sup>以後のことである。NEPはこの事件直後に骨子が発表され、その後4年をかけて完成されることになる。

NEPは経済政策でありながら「国民統一の実現」をその最優先課題としているところにこの「5・13」事件の影響が見て取れる。NEPは、(1)種族の別を問わない貧困の除去（「貧困の絶滅」目標）、(2)種族間および地域間の経済格差の縮小・解消（「社会の再編成」目標）の2大目標を

掲げ、この2つが以後のマレーシアの経済開発政策の「2つの槍先」となるのである<sup>(注6)</sup>。そしてこの2つの目標の、それぞれの達成度を示す指標として、(1)貧困世帯の割合と、(2)株式資本の種族別保有比率が用いられることになった。前者は1970年当時の半島部マレーシアの貧困率（貧困ライン以下の家庭の割合であり、当時の貧困ラインは世帯内1人当たり所得33\$/月<sup>(注7)</sup>であった）49.3%をできる限り減少させること、そして後者はブミプトラによる株式資本の保有比率を全体の30%まで引き上げることが目指された。なお1971年当時の外国人／華人・インド人／ブミプトラの株式資本の保有比率は63.3／34.3／2.4であったとされ、これを90年末までに30／40／30にすることが目標として設定された<sup>(注8)</sup>。以後この目標値達成のためにさまざまな方策が講じられることになったのである。

### 3. ブミプトラ政策の段階的変化

ブミプトラ優遇という広義のブミプトラ政策とNEP実施以前の経済政策との関連を見る場合に、堀井健三は「ブミプトラ資本の蓄積と国家の役割」という観点からマレーシアの経済政策を以下のように分類している<sup>(注9)</sup>。第1期は独立前後から1965年まで、国家がブミプトラの資本蓄積に対して間接的な役割しか果たさなかつた時期、第2期は国家の間接的支援のみではブミプトラと非ブミプトラ国民の経済格差が縮まらないとの焦燥感にせき立てられ、ブミプトラ側がブミプトラ経済会議の場などで国家の直接介入を要求し始めた1965年から71年までの時期である。

そして堀井のこの時期区分の延長線上に、1971年以降のNEP期を国家資本がブミプトラの資本蓄積のために積極的な介入を開始した新

たな段階として位置づけることができるであろう。この時期は上述のNEPの2大目標のうち、とりわけ「社会の再編成」目標を根拠に、政府が国富の差別的再配分に積極的に干渉した時期であるとも言える。経済利益が一部の社会集団に優先的に付与されることは、途上国の開発段階においては珍しいことではない。しかしNEP=ブミプトラ政策の場合は、経済的利益を得るものが誰であるかの判断基準が種族に基づいて明示されており、かつその選別的利益配分の対象が貧困層に限らず国民の各階層にまで及んでいるという点で、ユニークなものである。すなわち1971年以降のNEP時代のマレーシアの開発戦略の変遷は、「国家による経済的利益の差別的再配分」という枠の中でいかに経済発展を成し遂げるかという課題に取り組んできた軌跡であったと言えよう。

以下ではNEP=ブミプトラ政策期20年間の開発戦略の変遷をたどるが、その前に、NEP時代のブミプトラ政策自体の変化を概観しておこう。堀井はこのNEP期をやはり国家の役割という点から3つの時期に区分する<sup>(注10)</sup>。

NEP第1期は1971～78年の間で、この時期に公企業の創設が相次ぐ。これら公企業には連邦政府・各州政府の開発公社およびその子会社や国家資本によって買収された英系、華人系企業も含まれる。この時期は政府がブミプトラ大衆に替わって資本を集中していくった時期と言えよう。NEP第2期は1978～83年で、国営企業の所有株がブミプトラ大衆に移転され始める時期である。この目的のために政府はブミプトラ投資基金(YPB)、国営持ち株会社(PNB)、国営投資信託会社(ASN)などのブミプトラ投資家保護・育成機関を設立し、国家がブミプトラ持ち

図1 ブミプトラ政策の段階的変化

独立		NEP期					
間接支援期	直接介入要請期	NEP第1期 「国家による資本集中」	NEP第2期 「ブミプトラ大衆への再配分」	NEP第3期 「ブミプトラ企業家への再配分」	NEP第4期 「ブミプトラ政策の棚上げ」		
1957	1965	↑ 1971 1969「5・13」事件	1978	1983	1986	1990	

(出所) 堀井健三「序文」(堀井健三・萩原宜之編『現代マレーシアの社会・経済変容——ブミプトラ政策の18年——』研究双書370 アジア経済研究所 1988年) 8~16ページを参考に筆者補足、作成。

株の運用代行を行なう「ブミプトラ信託投資制度」を確立した。この時期の政策はブミプトラ大衆の株式保有比率を上げるという「社会の再編成」目標達成のために尽力した時期であったと言えよう。そしてNEPの第3期は1983年以降の公営企業の民営化の段階、日本の経験をモデルとして言えば「官業払い下げ」の時期である。NEPの主要政策の中には上記2大目標の他に「ブミプトラ企業家コミュニティー」(BCI C)の育成があり、受け皿となるべきブミプトラ企業家が育ってきた段階で国営企業を、有能なブミプトラ企業家に委譲することは当初から予定されていたことである。ただしこの時期の民営化が予定されていた条件の整うの待って行なわれたものかどうかについては否定的な見解がある<sup>(注1)</sup>。堀井による時期区分は以上の3つであるが、その後の経緯からさらにNEPの第4期として1986年以降を画することができるであろう。この時期は1985~86年の深刻な不況を受けてブミプトラ政策を一時的に棚上げし、経済効率の向上・景気拡大を重視した時期である。そしてこの時期の経験が後にNDPの方向を決定づけることになるのである(図1参照)。

(注1) 横山久「資源豊富国マレーシアに関する実証分析——産業連関を通して——」(横山久編『マレーシアの経済——政策と構造変化——』ASEAN等現地研究シリーズ9 アジア経済研究所 1990年) 159, 163ページ。

(注2) 平戸幹夫「ブミプトラ政策の新展開と7千万人口構想」(堀井編『マレーシアの社会再編と……』) 201ページ。

(注3) 堀井健三「ブミプトラ政策の歴史的性格と国家資本の役割」(堀井編『マレーシアの社会再編と……』) 14ページ。

(注4) 同上書 22~23ページ。

(注5) 『アジア動向年報 1970年版』アジア経済研究所 1970年 389~392ページ/萩原宜之「ブミプトラ政策の形成過程——歴史的考察を通じて——」(『アジア経済』第28巻第2号 1987年2月) 6~23ページ、など参照。

(注6) *Second Malaysia Plan, 1971-1975* (Kuala Lumpur, 1971), p.1/*Mid-Term Review of the Second Malaysia Plan, 1971-1975* (Kuala Lumpur, 1973), p.1/木村陸男「ブミプトラ政策と経済構造の変容」(堀井・萩原編『現代マレーシアの社会・経済変容……』) 78ページ。

(注7) E.K. Fisk and H. Osman-Rani ed., *The Political Economy of Malaysia* (Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1982), p. 145. 原出所は S. Anand, *The Size Distribution of Income in Malaysia* (Washington, D.C.: Development Research Center, World Bank, 1973).

(注8) *Second Malaysia Plan, 1971-1975*, p. 85. なお、1971年当時の株式資本保有比率に関しては、マレーシア政府の発表値は何度か変更されてきた。*Mid-Term Review of the Second Malaysia Plan, 1971-1975*, p. 83では半島部マレーシアのみの数値として「マレー人」／華人・インド人／外国人の比率は1.9／23.5／60.7とされていたが、*Third Malaysia Plan, 1976-1980* (Kuala Lumpur, 1976), p. 184では、やはり半島部のみの数値として順に2.4／34.3／63.3が示されている。次に*Mid-Term Review of the Third Malaysia Plan, 1976-1980* (Kuala Lumpur: Jabatan Cetak Kera-daan, 1979) では算定の根拠が初めて半島部マレーシアからマレーシア全国（サバ・サラワクを含む）に広げられ、また「マレー人」の代わりに「ブミプトラ」が用いられるようになった。ここではブミプトラ／華人・インド人／外国人の比率は4.3／34.0／61.7とされ (*Ibib*, p. 49)，以降公式数値としてこの比率が定着している。

(注9) 堀井「序文」8～12ページ。

(注10) 同上序文 12～16ページ。

(注11) 同上序文 14ページ／堀井健三「公企業とブミプトラ」(同編『マレーシアの工業化……』) 152ページ。

### III NEP期における開発戦略の推移と脱ブミプトラ政策化

本節ではNEP＝ブミプトラ政策期の開発戦略の変化を、(1)工業化戦略の変遷、(2)外資の位置づけに関する戦略の変化、(3)開発資金調達戦略の変遷、の3つの点から概観してみたい。結論から言えばこれら3つの戦略はNEPが段階を経て変化するのに合わせて一定の方向性（それを脱ブミプトラ政策化と捉えたいのだが）を持ちながら推移してきた。しかし3つの戦略をめぐる政策は整合性に乏しく、またそれぞれの政策変更の時期にもタイムラグが見られる。ところが1985～86年不況というマレーシア独立以来の経済的危機を受けてそれぞれの戦略が三者三

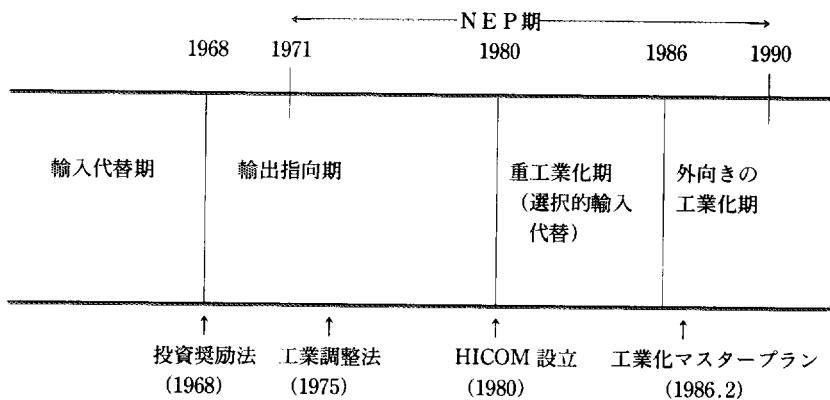
様に変化した結果、初めて3つの政策が整合性を持つようになり、ひとつの政策体系が（予定的にではなく事後的に）誕生した。三者を有機的に連関させる政策の基本原理は「効率重視」、「経済成長優先」であったが、この新たな政策体系が実質的に完成するのが1988～89年にかけてであり、マレーシアの経済が絶好調を謳歌し始めた時期であった。そしてこの時期に実質的に成立していた政策体系に裏づけを与えるものとしてNDPが策定されることになるが、それはまさに「脱ブミプトラ」政策であったのである。

#### 1. 工業化戦略の変遷

マレーシアにおける工業（製造業）部門は、NEPの目標達成のための最重要部門として捉えられてきた<sup>(注1)</sup>。ブミプトラ政策の「社会の再編成」目標は「いかなる特定の集団も損失を被ったり剝奪感を抱くことがないような形で実現しなければならない」という原則を明示している。非ブミプトラ国民の既得権益を奪うことなくブミプトラのシェアを高めるためにはパイの拡大（経済の高度成長）が必要であり、このためには他の産業よりも付加価値の高い工業部門の成長が重要であった<sup>(注2)</sup>。この意味で「ブミプトラ政策以降の工業化の目的は工業化それ自身の推進や工業国家建設にあるのではなく（中略）、工業化はブミプトラ政策諸目標を達成するための一手段として位置づけられている」という見方さえとり得る<sup>(注3)</sup>のである。あるいは「機能的工業化よりも分配重視の工業化であった」<sup>(注4)</sup>とも言われる。

とはいえたマレーシアの工業化には、一次産品モノカルチュア状況からの離脱、雇用吸収力の増大、所得水準の向上といった他の途上国と同

図2 工業化戦略の推移



(出所) 筆者作成。

様な目的もある。ここでは、ブミプトラ政策と一旦切り離して工業化政策それ自体の変遷をたどってみよう。マレーシアの工業化の流れは1960年代にまず輸入代替工業化として始められ、70年代に入ってNEPの開始とともに輸出指向工業化に転じ、80年代前半には選択的輸入代替工業化（重工業化）を指向し、80年代後半からは再び輸出指向を強める「外向きの工業化」へという流れをたどってきたと捉えることができる<sup>(注5)</sup>(図2参照)。

この時期区分は図1で示した国家の役割の変化でみたNEPの4段階区分と完全には対応しない。産業基盤の拡大を目指す1970年代の輸出指向工業化は68年の「投資奨励法」(Investment Incentives Act)でその方針が明確にされ、70年代を通じてマレーシアの経済発展の主要な戦略を形作っていた。この間のブミプトラ政策はNEP第1期の「国家による経済権益の集中」段階にあった。「ブミプトラ大衆への株式移転」というNEP第2期に入ったのは1978年頃からであるが、工業化政策が選択的輸入代替化の段階に入るるのはこれより遅れて80年以降である。またNEPが民営化段階に進むのは1983年から

であるが、工業化戦略はこれに対応した変化はしていない。しかしブミプトラ政策の棚上げが決意された1986年以降は工業化政策の面では「外向きの工業化」の方針が打ち出され、両政策は「経済成長の優先」という点で整合性を持つことになる。

このうちNDPとの関連で重要なのは1980年代前半の重工業化戦略と、86年に発表された工業化マスタープラン(Industrial Master Plan=IMP)に基づく「外向きの工業化による一次產品依存からの脱却」戦略である。重工業化戦略推進のためにマハティール首相のイニシアチブによって1980年に重工業公社(HICOM)が設立され、このHICOMを核として国家資本と外資の合弁という形で戦略的重工業が設立され、一貫製鉄所、国民車(プロトン・サガ)などの事業が開始された<sup>(注6)</sup>。ただしこの重工業化戦略の滑り出しは必ずしも順調というわけにはいかなかった。その理由のひとつは世界的な不況の余波をマレーシアも被ったことであるが、もうひとつは「ブミプトラ優遇」という枠組を残したまままで重工業化を図ったことの無理にあったと言えよう。すなわち、輸入代替期を経て輸出

指向に転換することが工業化戦略として整合的であったとしても、大規模な投資と高度な経営能力が求められる重工業化を開始するにもかかわらず、効率よりも配分を重視するブミプトラ政策の原則にそって国内資本としての華人資本、さらに華人経営者を排除 (HICOM の下に設立された企業ではブミプトラ経営者がトップマネジメントに据えられた) したままであった。このため、後に見るように資本調達が困難になるし、業績低迷の原因のいくらかは経営能力の不足に起因していたと考えることができる。

ブミプトラへの分配政策（株式保有・経営者育成機会の優先的配分）と工業化を両立させようとする政策を仮に「ブミプトラ工業化」政策と呼ぶとすれば、結局重工業分野ではこの「ブミプトラ工業化」の矛盾がより大きく出てしまう結果となった。重工業化路線が一定の軌道に乗るのは「効率重視」に転換する1986年以降であることを考えると、この80年代前半期は「ブミプトラ工業化」の原則に固執する最後の試みの時期であったと見ることができ、これは「脱ブミプトラ政策化」のために避けて通れないひとつの実験であったと言うこともできよう。

一方1986年の工業化マスタープラン (IMP) は、「工業調整法」(Industrial Coordination Act, 75年制定) の規制的側面を緩和する方向を打ち出したものであった<sup>(注7)</sup>。これが発表された1986年は不況のどん底であり、この意欲的な規制緩和計画の妥当性も当初は疑問視された。しかし この IMP の中には外資を含む民間資本の積極的導入、外向きの工業化の明示など NDP 路線の萌芽が見られる。そしてその後1987年以降の不況からの回復期にこの戦略の妥当性が実証されることになるのである。

## 2. 外資の位置づけの変化

広義のブミプトラ政策の基本目的のひとつは、独立後も大きな影響力を持っていた「植民地的な経済構造を清算する」ことであった<sup>(注8)</sup>。具体的には外資・華人の手に握られていた経済活動の主導権を、マレーシア国民、とりわけブミプトラ系国民の手に移行させることであった。したがってブミプトラ政策下のマレーシアの経済発展において、外資は当然その活動の幅を制約される傾向にあった。植民地時代の一大プレンテーション企業 サイム・ダービー社 (Sime Darby Bhd.) の現地化などはその例である<sup>(注9)</sup>。

この傾向は特に農業、鉱業資本では徹底された。だが一方で工業分野については外国企業の資金力、技術力を積極的に利用し、国内に存在しない産業の成立を促進する戦略がとられた。これは、上述のように NEP の諸目標の実現のために「パイの拡大」が必要であり、そのためには当面輸入代替工業化が重要で、この分野に限っては外国からの技術的支援が不可欠との認識があったためである。

独立まもない1958年に「創始産業（所得税免除）条例」が制定されたが、それは「創始産業」に関しては免税・優遇措置をもうけることで外資の進出を奨励しようとするものであった。さらに1965年には免税・優遇措置を拡大した「創始産業法」(Pioneer Industries Act) が定められた。

続いて1968年には投資奨励法が制定される。これは工業化戦略の文脈からは従来の輸入代替から輸出工業の発展による経済成長戦略への転換を明確にした点で大きな変化を示すものであるが<sup>(注10)</sup>、外資の位置づけという文脈からは従来の外資導入政策の一層の徹底を促すものと解

表1 1975年発表外資ガイドライン

プロジェクト	市場	原 材 料	出 資 比 率
輸入代替型	国内	輸入品	原則的に外資を認めず例外的に30% <sup>1)</sup>
輸出指向型 <sup>2)</sup>	海外	輸入品	51~70% (例外的に100%)
輸出指向型 <sup>2)</sup>	海外	国内再生可能	30~55%
輸出指向型 <sup>2)</sup>	海外	国内再生不可能	30%以内

(出所) 北村かよ子「工業化と外資導入政策」(堀井健三編『マレーシアの工業化—多種族国家と工業化の展開—』アジア工業化シリーズ12 アジア経済研究所 1990年) 113ページ。

(注) 1) 国内の技術が十分に発達していない場合。

2) 製品の80%を輸出する企業。

釈することができる。特に輸出指向工業に関しては広範な優遇措置が講じられた。また1967年には生産物の80%以上を輸出する企業に対する「保税工場認定制度」(Licenced Manufacturing Warehouse) が設けられ、71年の「自由貿易区法」(Free Trade Zone Act) を受けて、ペナン、スランゴール、マラッカなどに輸出指向工業のための自由貿易区が次々に設置された<sup>(注11)</sup>。

しかし、こうした外資に対する積極的誘致の方向は NEP の成立で転機を迎える。最初の明確な外資規制は第2次マレーシア計画 (NEP と同時に発表)において、行政指導という形で「既存外資の出資比率を50%まで引き下げる。新規投資は49%以下に抑える」方針が打ち出された<sup>(注12)</sup>。さらに1974年にはラザク首相による「外資に対する政府のガイドライン」が発表され、ブミプトラ政策の「社会の再編成」目標の達成のために、その条件に合う外資を選択的に導入するという方針が明示されたのである<sup>(注13)</sup> (表1 参照)。

そして内・外資に対する一連の条件および行政指導の根拠を体系化したものとして1975年に工業調整法が制定される。この法は「製造業全般に対する全面的な許認可権を政府に授権

する法」であり、「ブミプトラ政策に対して法律上の授權を行なう」ためのものと規定される<sup>(注14)</sup>。

これまでも、製造業の活動を政府が規制する手段としては、投資奨励法に定めた優遇措置を受けるための条件遵守を求めるという方法があり、これにより外資をある程度ブミプトラ政策にそった方向で行政指導することが可能であった。しかし、工業調整法はこうした行政指導の一層の強化の可能性を含んでおり、外資はこの法律がブミプトラ政策の規制的側面を強調していることに警戒感を持った。ただし、工業調整法制定以前にコミットしていた石油関連の投資などもあって、創始産業企業への外国投資額は工業調整法の制定にもかかわらず、順調に伸びている (表2 参照)。ところが、内・外資を合わせた民間投資申請件数で見た場合対前年比では 1975, 76年に激減しており (表3 参照)，このことは工業調整法に敏感に反応したのは国内の華人資本であったことを示唆しているよう<sup>(注15)</sup>。そして華人資本と時差はあるが、外国投資額も 1976年には対前年比44%減を記録していることには注意が必要である (これには先進諸国の景気後退も影響している)。

表2 創始産業企業への国別外国投資額残高の推移

(単位: 100万リンギ)

	1974	1975	1976	1977	1978
オーストラリア	17.0	20.0	23.3	26.6	30.6
バハマ	17.0	15.0	15.0	17.2	n.a.
カナダ	11.0	8.4	11.0	7.8	8.5
デンマーク	3.0	5.8	5.9	9.8	9.8
オランダ	3.6	6.7	6.7	4.3	4.3
香港	50.6	104.2	105.7	166.3	137.3
インド	6.3	6.6	10.4	10.3	11.3
日本	69.3	148.6	193.4	239.6	224.0
ノルウェー	1.7	7.6	7.6	7.5	7.5
シンガポール	160.3	185.0	188.9	225.8	298.4
イスラエル	5.6	6.0	6.0	—	9.0
台湾	3.3	3.6	3.6	—	—
英國	91.3	104.9	106.4	123.7	157.6
米国	73.3	106.4	131.3	190.8	189.3
西ドイツ	3.8	4.8	18.6	25.4	28.8
その他 共計	526.1	750.2	856.9	1,024.2	1,108.3

(出所) 表1と同じ(116ページ)。

表3 1970年代における民間投資<sup>1)</sup>

	1973	1974	1975	1976	1977
申請件数	651	628	471	394	429
認可件数	473	525	461	425	400
払込資本額(100万リンギ)	544.8	759.1	564.5	458.5	357.9
予定雇用者数(人)	81,510	71,378	36,171	32,265	29,632
奨励別認可件数					
パイオニアステータス	179	166	95	105	98
投資税額控除 <sup>2)</sup>	—	31	42	76	56
労働力活用型	58	15	13	7	11
優先地域立地型 <sup>2)</sup>	—	—	10	7	14
その他の措置 <sup>2)</sup>	—	8	13	7	3
奨励なし	236	305	288	223	218
創始産業企業における外国投資額(100万リンギ)	73.8	162.8	191.6	106.7	133.9

(出所) 表1と同じ(116ページ)。

(注) 1) ただしホテル・観光業向けを含んでいる。

2) 1974年から実施。

表4 産業部門別GDP(成長率)

	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
農林水産	1.5	7.6	11.8	6.1	-3.0	12.2	2.4	1.7	8.2	3.1
鉱業・採石	7.2	6.6	-4.2	-6.6	-0.5	20.6	1.3	9.0	13.6	-2.2
製造業	12.6	10.2	22.5	10.4	3.0	18.5	10.6	9.3	9.5	9.0
建設	13.9	5.6	14.0	12.0	-10.3	9.0	12.2	14.9	11.8	17.7
電気・ガス・水道	3.9	15.6	10.6	10.9	8.3	9.6	10.5	12.9	11.6	8.6
運輸・倉庫・通信	8.8	13.9	14.9	14.5	13.1	7.7	11.9	9.7	9.5	16.4
卸小売・ビジネスサービス	5.1	7.2	10.8	8.6	0.3	8.4	7.8	9.0	11.9	11.7
金融・保険・不動産	8.7	7.7	8.1	6.3	5.3	5.7	7.9	8.8	6.8	4.9
政府サービス	7.2	17.2	5.4	13.9	7.2	9.5	12.4	4.1	7.9	4.8
その他の	15.7	10.5	8.2	5.2	7.4	8.2	7.9	6.6	11.1	8.9
GDP	5.7	9.4	11.7	8.3	0.8	11.6	7.8	6.7	9.3	7.8

(出所) 木村陸男「ブミプトラ政策と経済構造の変容」(堀井健三・萩原宜之編『現代マレーシアの社会・経済変容——ブミプトラ政策の18年——』研究双書370 アジア経済研究所 1988年) 96ページ。

さて1970年代の輸出指向工業化が、ブミプトラ政策の枠の中でも一定の成功を収めた(70年代の製造業は二桁成長率であった)こと(表4参照)に自信を得た政府は、81年からの第4次マレーシア計画において重工業の育成に乗り出した。その目的は工業技術水準の向上と周辺関連工業の育成にあったが、このためには外資の導入がこれまで以上に不可欠であった<sup>(注16)</sup>。こうして外資導入政策がとられるが、それはブミプトラ政策の枠組の中からはみ出すものではなかった。1979年に示された外資に対する対応策はNEPの目標を達成した企業に対する減税措置を定め、ブミプトラ政策へのインセンティブを与えるという形であり、あくまでブミプトラ政策の枠の中で外資が流入しやすい環境を作ることに主眼がおかれていた。この意味でこの時期の重工業化戦略は外資の位置づけに関しては後の「経済効率重視=脱ブミプトラ政策」への過渡期的段階にあったと位置づけることができよう。

その後、不況と財政赤字の拡大とに直面した政府は1986年4月に「投資促進法」(Promotion of Investment Act)を制定、9月には外資規制の大幅緩和を発表した。これに並行してさまざまな優遇措置も打ち出された(表5参照)。これら一連の措置は従来の工業調整法に基づく選択的外資導入、あるいはブミプトラ政策の枠の中での外資導入といった政策にとって替わる新たな政策体系であり、マレーシアの外資戦略の転

表5 投資税額控除(ITA)のガイドライン

項目	条件	控除率(%)
輸出	50~80%	15
輸出	80~100%	30
付加価値	最低25%	20
国産化率	最低25%	20
雇用	最低100人	25
立地	工業立地優先地域	5
最大		100

(出所) 表1と同じ(124ページ)。

換を示していた。投資促進法の背景となる政策転換は同年2月に発表されたIMPおよび3月に発表された第5次マレーシア計画の中で、「外向きの工業化を目指し、製造業を成長のエンジンとして位置づけるためには一層の規制緩和が必要である」という形で表明されていた。特にIMPの中では工業化促進のために工業調整法の規制緩和が必要との見解が含まれていたし、第5次マレーシア計画書でも「社会の再編成」すなわち資本所有の再編成の行きすぎた追求は長期的に見れば経済に悪影響を及ぼすと指摘されていたのである<sup>(注17)</sup>。すなわちこの投資促進法はブミプトラ政策の取扱いの変化、および工業化戦略の変更とそれぞれ密接なつながりを持って打ち出されたものであった。

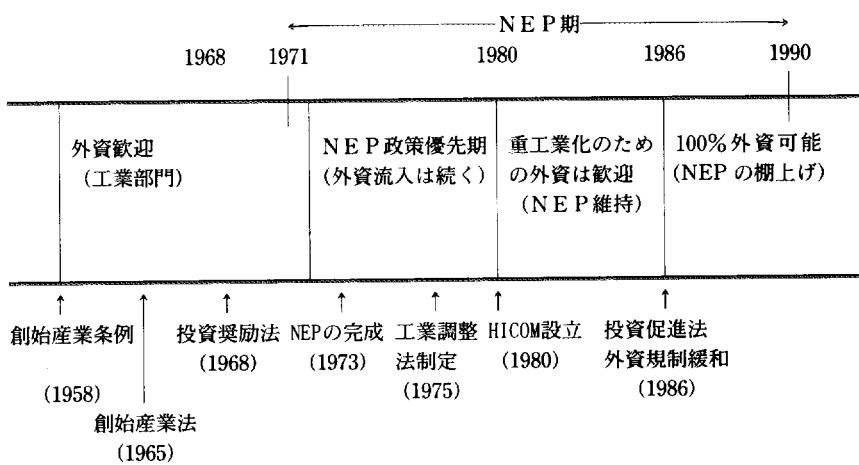
ただし、不況からの脱出が緊急の課題と考えられていた当時の状況では、投資促進法および一連の外資規制緩和措置（5年間の時限的な措置とされた）は不況対策の緊急避難的措置としての性格が強調されていた。それゆえにこそ、ブミプトラ政策の棚上げ<sup>(注18)</sup>というきわめて政

治性の高い決定が「背に腹は替えられぬ」という論理でとりあえず容認されたのである。

しかしこの政策は外資の位置づけという観点から見ると、決して短期的な政策ではなく、歴史的な流れの中で捉えるべき政策転換であったことが次第に明らかになってくる。すなわち、外資に対してブミプトラ政策の規制が強かったのはNEP 20年間の中でも実質的には第2次マレーシア計画の発表（1973年）から投資促進法（86年）までの期間であり、それ以前は原則的に外資歓迎策であり、これ以後はブミプトラ政策と外資導入政策は切り離されることになるのである（図3参照）。この間に挟まれた13年間はブミプトラ政策と工業化の両立を図る壮大な実験の期間であった。

さてこの外資戦略の推移と前節で述べたNEPの4段階（図1）はどのように対応しているだろうか。NEP第1期＝国家による資本集中期はほぼ外資に対する規制強化の時期（特に1975年の工業調整法制定以降）に対応する。第2期のブミプトラ大衆への再配分とNEP第3期の「民

図3 外資戦略の推移



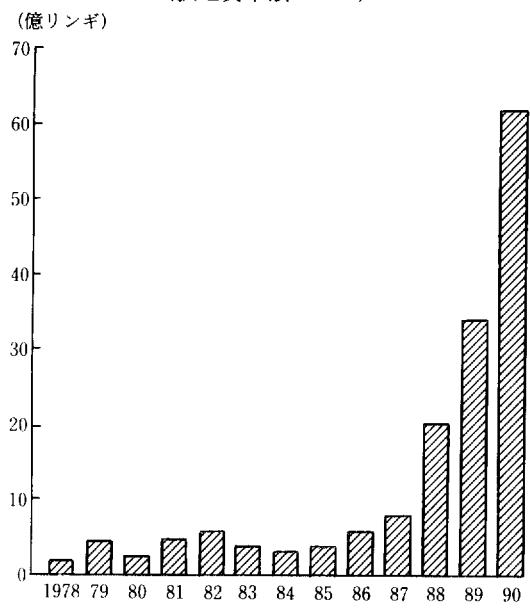
（出所）筆者作成。

「営化」段階はともに政府が集積した経済的権益をブミプトラ国民に再配分する国内的な過程であり、外資政策との関連はない。この時期も基本的には外資に対する規制がブミプトラ政策目標の達成のために重視されていた時代の中に含めることができる。1980年以降の「重工業化」路線における外資の大規模流入は次の時期への過渡的段階として捉えることができる。

そしてNEP第4期は投資促進法と軌を一にしている。この両者には経済成長のための「社会の再構成」政策の棚上げという点で密接な関連がある。

ただし注意すべきはこれらのブミプトラ政策の4つの段階およびマレーシア側の外資に対する位置づけの変化と、実際の外資の流入状況の間には必ずしも密接な相関関係がないという点である。すなわち、外資の側に流入してくる契機が強ければ、国内的な規制の多少の強弱はあまり影響を与えないという傾向が見られる。事実マレーシアではこれまで3波にわたる外資流入の波が見られてきたが、そのうち第1の波はブミプトラ政策が体系化され始めた直後の1973～74年に現われている。これは自由貿易地区の設置など外資誘致策の効果もあるが、石油ショックの直後であり「石油価格の高騰と連動した一次產品価格上昇でマレーシアの輸出収入が急増し、国内の投資ブームを誘発、これに参入して外資も流入したことによる」<sup>(注19)</sup>ものと考えられる。また第2の波は1981～82年で、これも第2次石油ショックの後である。ただしこの時期は重工業化戦略が発動した時期であり、国内的な誘引もある程度外資の流入に寄与したものと考えられる。そして第3の波は1986年以降であるが、これは外的要因としては85年9月のプ

図4 外国投資認可額の推移（1978～90年）  
(払込資本額ベース)



ラザ合意による日本、アジアNIEs諸国の通貨切り上げによって引き起こされたものである。ただしこの時期以降のマレーシアの外資政策は、こうした流入要因を持つ外資を積極的に誘引し、流入を加速化させることを意図し始め、外的要因と内的政策が密接な関連を持つようになったことは注目すべきである。この結果1988年以降90年に至るまで毎年対前年比ほぼ倍増という大規模な外資流入の波となったのである。小野沢純はこの時期を「新投資時代」と位置づけている<sup>(注20)</sup>（図4参照）。

### 3. 開発資金調達戦略の変化

NEPは20年間という長期計画であったが、この間膨大な額の開発資金が政府および公的部門から投下された（表6参照）。

GDPに占める公的部門支出の割合は一貫して高い水準で推移し、1980年代前半まで拡大傾

表6 マレーシアの5カ年計画と投入資金額

開発計画	期間	投入資金額(億リング)
第1次マラヤ5カ年計画	1956~60	
第2次マラヤ5カ年計画	1961~65	21.5
第1次マレーシア計画	1966~70	45
第2次マレーシア計画	1971~75	72
第3次マレーシア計画	1976~80	321
第4次マレーシア計画	1981~85	596
第5次マレーシア計画	1986~90	470

(出所) New Straits Times, June 18, 1991.

向を続けてきた(表7参照)。政府はこの開発資金をいかに調達してきたのか、調達された開発資金をどのような分野にどのようなチャネルを通じて配分(再配分)してきたのだろうか。ブミプトラ政策が所得の再配分をその重点目標としてきた以上、NEP期を通じて政府の財政政策の焦点は「配分」をいかに行なうかであった。その際、資本の効率的な運用という点はある程度犠牲にされざるを得ないが、「そのコストを

誰が担うか」の変化として開発資金調達戦略の変化を見ることができる。

開発資金調達戦略の第1期は1970年代のNEP第1期=「国家による資本集中」期と合致する。1970年代にはブミプトラ政策のための資金は、基本的に政府の歳入および国内借り入れという形で国内資金で賄われていた。ここでマレーシアの開発の初期条件として考慮に入れておかねばならないことは、多くの途上国と異なり、開発資金となり得る国内資金が存在するという点である。それはEPF(雇用者退職年金基金)をはじめとする庶民からの強制貯蓄システムの存在があって「歴史的に豊富な貯蓄に恵まれていた」(注21)こと、また1970年代には石油をはじめとする一次産品の価格が上昇したことでも国内資金調達を容易にした。さらに政府経常収支が一貫して黒字で推移していたため、政府の貯蓄も利用可能であった。

連邦政府の開発支出の不足分は主として3つの資金源から賄われる(注22)。それは、(1)連邦政

表7 統合公共部門勘定、1970~90年

(対GNP比、%)

	1970	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
歳入	24.6	30.7	32.7	32.9	33.1	33.2	32.5	36.5	37.1	32.61	32.99	31.49	30.40
経常支出	20.9	26.8	30.1	31.1	30.5	30.6	29.5	30.8	34.8	31.15	29.65	28.05	27.72
経常余剰	3.7	3.9	2.6	1.9	2.6	2.6	2.9	5.6	2.4	1.45	3.34	3.45	2.68
非金融公共企業の余剰	0.8	1.2	0.6	5.1	5.7	6.6	6.7	7.8	4.2	4.78	4.21	3.91	3.86
公共部門合計の経常余剰	4.5	5.0	3.2	6.9	8.3	9.2	9.7	13.5	6.6	6.23	7.55	7.36	6.54
開発支出	8.3	13.1	19.4	27.3	27.2	26.2	22.9	18.3	16.6	11.29	11.91	13.36	14.84
一般政府	7.6	11.0	16.3	22.6	20.5	16.8	12.4	9.6	10.9	7.43	7.14	8.67	10.05
非財政部門公共企業	0.7	2.1	3.1	4.7	6.7	9.4	10.5	8.6	5.7	3.86	4.35	4.69	4.79
総支出	29.2	39.9	49.5	58.4	57.7	56.8	52.4	52.4	55.4	42.44	41.14	41.40	42.56
総合余剰	-3.7	-8.1	-16.2	-20.4	-18.9	-17.0	-13.2	4.7	-10.0	-5.05	-3.94	-6.00	-8.29
GNP成長率	5.8	22.6	15.9	8.2	7.4	9.2	13.9	-3.2	-8.3	5.4	9.5	7.7	6.5
GDP成長率	6.2	9.3	7.4	6.9	5.9	6.3	7.8	-1.0	1.2	5.3	8.7	7.6	6.5

(出所) イスマイル・サリー「財政政策と構造調整」(横山久編『マレーシアの経済—政策と構造変化—』 ASEAN等現地研究シリーズ9 アジア経済研究所 1990年) 36~37ページ。

府部門貯蓄の引き落とし、(2)純国内借り入れ、(3)純海外借り入れである。このうち国内借り入れは伝統的に EPF に国債を保有させてその資金を吸い上げるという方法が圧倒的（1985年時点でも純国内借り入れの90%以上が EPF への国債の売却）である<sup>(注23)</sup>。このようにマレーシアの資本市場（債権市場）は、政府が国債などを発行することによって強制貯蓄機関の資金を吸い上げるという形でブミプトラ政策の資金調達市場として発達してきたのである。

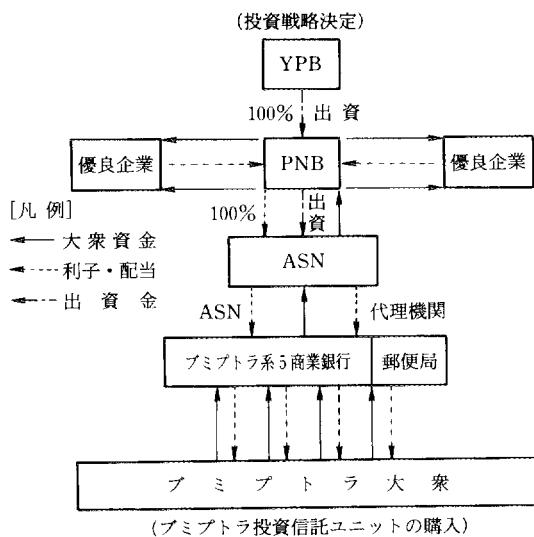
こうして1970年代は、開発資金が一次產品の収益および強制貯蓄の吸い上げという形で調達され、それが政府によるインフラ投資、公社・公団を通じた雇用、利権のバラマキという形でブミプトラ・コミュニティーに配分された。公社・公団の利用はすでに1965年当時から始まっていたが、70年代に入ってブミプトラ政策の目的達成のための「経済的利権再配分機関」としての機能が一層明確になった。この利権再配分機関としての公企業には3種類あり、第1は官公庁が行なう官公庁企業(Department Undertaking)，第2は特別の立法によって設立される法定公社・公団(Statutory Corporation)，第3が「会社法」(Companies Act, 1965)によって設立される会社公企業ないし公有会社である<sup>(注24)</sup>。第2、第3の公企業設立に必要な資金は政府の開発資金の中の「公共部門からの民間投資資金調達、その他移転」という項目から支出されている<sup>(注25)</sup>。したがってこの公社・公団の設立資金も上記のように財政当局によって国内的に調達されたものである。つまりこの時期の開発のコストは、財政が国内調達によって一手に負担していたと言えよう。そしてこのコストはブミプトラ政策の政策目的と合致していることで正

当化されていたのである。ただしこうした戦略が可能であったのは、1970年代、特に後半の国際収支が黒字基調であり、国内に投資貯蓄ギャップ (IS ギャップ) の問題がほぼ存在せず、分配問題を伴った経済成長政策をとり得る条件があったからである。この条件が崩れると誰がこうした資金配分のコストを負担するかという問題が重要な政策課題となって浮かびあがってくるのである。

NEP の第2期は1970年代末からで、それまで政府が財政のコストで集積してきた富をブミプトラ大衆に再配分し始めた時期である。それは主として「株式の還付」という形でブミプトラ大衆に優先的に配布された。ここで大きな役割をはたしたのが、PNBなどのブミプトラ信託投資機関であった（図5参照）。そしてここでもこれら投資信託機関の設立・運用資金は大半が財政支出に基づくものであり、その財政は歳入の大部分を一次產品によっていた。この意味でこの時期のブミプトラ政策も一次產品からのさまざまな収益によって支えられていた<sup>(注26)</sup>と言えることができる。

1978～81年の時期は公共支出の一層の拡大期であった。それは公共支出によるブミプトラ政策が推し進められたからである。さらに1980年代に入ってマハティール首相による重工業化戦略が発動され、政府の工業投資が拡大したことでも重なって財政支出は肥大化していった。当初は第2次石油ショックによる石油価格上昇もあって財政は黒字状態であり、こうした支出拡大を支えることができた。しかし1980年代に入つてまもなく一次產品価格の低落で歳入が減少した。にもかかわらず、重工業化に伴う支出はブミプトラ政策の一環として正当化されていたし、

図5 ブミプトラ投資信託制度の組織図

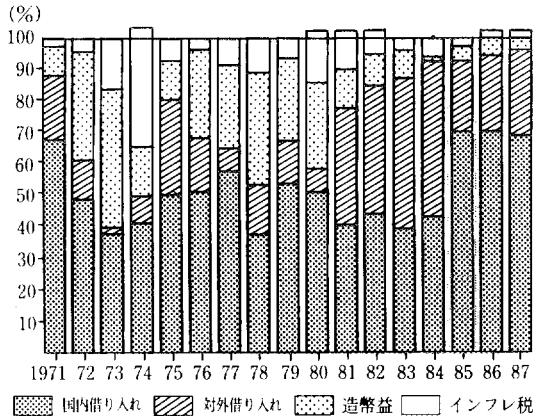


(出所) 堀井健三「ブミプトラ政策の歴史的性 格と国家資本の役割」(同編『マレーシア の社会再編と種族問題——ブミプトラ政策 20年の帰結——』研究双書386 アジア経済 研究所 1989年) 38ページ。

(注) ブミプトラ系商業銀行にはマラヤ銀行 (Malayan Banking Bhd.), マラヤ合衆銀行 (United Malayan Banking), アジア合衆銀行 (United Asian Bank), ブミプトラ銀行 (Bank Bumiputra Bhd.), 人民銀行 (Bank Ra'ayat) の5つが含まれる。

景気対策としても財政拡大策を維持する必要から公共支出の拡大が続いた。この結果1982年まで財政赤字が拡大し続けることになったのである<sup>(注27)</sup>。

開発資金調達戦略の点から見るとこの間に大きな戦略変更が起こっていた。1980年以前に生じた財政赤字はそれほど大規模ではなく、それまでと同様おもに国内借り入れで補填することができた。すなわち国内の高い貯蓄水準と力強い国際収支実績があり、またEPFなどの強制貯蓄システム(国軍、教員年金なども含む)、ペトロナス(国営石油公社)の余剰金、公共貯蓄(経

図6 実質財政赤字の資金調達、1971~87年  
(資金別構成比、%)

(出所) 表7と同じ(41ページ)。

常収支が黒字だったので)も利用できた<sup>(注28)</sup>(図6 参照)。

しかしながら1980年代に入ると、一次産品価格の低迷もあって拡大し続ける財政支出を国内借り入れだけでは賄いきれなくなる。マクロの国内のISギャップは1980年に若干の赤字に転落して以降、81年からは赤字幅が急速に拡大していった<sup>(注29)</sup>(表8参照)。資金の不均衡(貯蓄-投資)は、1976~80年の平均対GNP比2.2%の黒字ポジションから82年には-14.1%の赤字ポジションにまで逆転した<sup>(注30)</sup>。にもかかわらず国内投資は1976年以降9年間引き続き増大を続け、特に80年代に入ってからは重工業化戦略のための膨大な資金が必要となった。しかしながら国内貯蓄の伸び率の低下もあって国内調達は困難となり、1981年以降は貯蓄不足のファイナンスが重要な問題となってきた<sup>(注31)</sup>。この結果1980年代前半は、外国からの集中的な借り入れによる調達で政府主導の重工業化戦略を賄うことになったのである。ネット借款合計に占める

表8 マクロ貯蓄投資ギャップ

	貯蓄投資ギャップ (100万リング)	対GDP比 (%)
1976	1,642	6.1
1977	1,278	4.1
1978	319	0.9
1979	2,033	4.6
1980	-620	-1.2
1981	-5,633	-10.1
1982	-8,409	-14.1
1983	-8,117	-12.5
1984	-3,917	-5.3
1985	-1,795	-2.5
1986	-1,194	-1.8
1987	1,961	2.6
1988	3,127	3.8

(出所) 青木健・小野沢純「マレーシアの経済開発の課題と資金需要」(柳原透編『経済開発支援としての資金還流』研究双書387 アジア経済研究所 1989年) 280ページ。

海外からの借款比率は1980年の11.8%から81年には41.5%に急上昇、83年には50.7%までになる(注32)。このように1981年から86年までの間政府が赤字補填のために外国借款に依存したため累積債務負担が増大することになるが(注33)、このようにしてまで公共部門の急速な拡大を支えなければならなかったのは、やはり工業化を通じてNEPの目標を促進しようとする努力によるもの(注34)であり、この限りでそのコストを財政が負うことは正当化された。

またこの時期は配分戦略の上では、1970年代後半から引き続き、ブミプトラ大衆への株式委譲が信託投資機関を通じて徹底されていった時期(NEP第2期)である。1978年以降設立されたブミプトラ投資信託機関(「ブミプトラ投資基金[YPB/設立は78年]」、「国営持ち株会社[PNB/同79年]」、「国営投資信託会社[ASN/同79

年]」)の設立目的は、それまで国家が蓄積した資本(NEPの最初の10年間で政府が投資した会社は674に上り、その投資総額は21億4500万ルンピキに上っていたという)をブミプトラ大衆に再分配するという機能と同時に、(1)外国企業資本の現地化とブミプトラ化、(2)証券制度の大衆化、(3)ブミプトラ大衆の貯蓄推進、などといった機能も担うことになった(注35)。(3)の機能ではこうして貯蓄された資金をブミプトラ政策の新たな資金源として利用することが重要な点である。ブミプトラ大衆の貯蓄はASNを経由してPNBに出資され、これを原資としてブミプトラ政策の目的にかなう優良企業に投資されたのである。一方財政の支援で投下された資本を公企業・ブミプトラ企業に優先的に投資するという仕組で二重にブミプトラ政策の主旨に合致するものであった。

ただし零細なブミプトラ個人投資家(ブミプトラ大衆)に対しては信託基金の投資収益の有無・大小にかかわらず一定の配当を保証する必要があるため、そこにはコストが生じるがそのコストは基本的には財政が負っていた。すなわちPNBに対する政府からの資金援助が無利子であること(注36)、株式は財政支出によって集積され、YPBからPNBに売却されるが、この際PNBには額面価格で譲渡され、PNBはこれを市場価格で流通市場に出すことによって膨大なキャピタルゲインを労せずして手に入れることができる。こうしたコストを財政が負担することはブミプトラ政策にその根柢を求めるによつて正当化されていたのである。

このようにブミプトラ投資信託基金は、政府にとってコストは高いが安定的な開発資金の調達源として機能したのであり、ブミプトラ大衆

にとっても安全な資産確保手段となつたのである。しかしながらこれは投資信託機関の投資する企業が収益を上げ、あるいは国債が健全な政府の財政状態に裏づけられている限りにおいてのことであり、この前提が崩れれば、コスト負担は莫大なものになつてしまふ危険をはらんでいた。

上に見たように調達戦略は1980年を境にして変化したが、続いて支出政策にも変化が生じる。拡大する財政支出と第2波の外資流入で景気の下支えを図ってきたものの<sup>(注37)</sup>、先進諸国の景気後退を受けて、1982年末までに政府はもはや財政の過大な参入で成長を維持することはできないと判断せざるを得なくなつた。すでに1979～82年には公共支出の対GNP比は平均53%に達していたのである。政府はこれ以上景気浮揚策として財政支出を続けることはできないと判断し、1983、84年に経常支出、開発支出の大幅な削減に踏み切ることになる<sup>(注38)</sup>。

この財政引き締めの結果、経済成長は当然落ち込んだが、さらに問題は景気循環的なものではなく構造的な問題であるという認識が定着し始め、1983年に入ると「構造調整」の必要が強調され始める<sup>(注39)</sup>。すなわちこれまでのように公共支出に依存した経済体質からの脱却が必要であるとの認識が政財界に浸透していったのである。

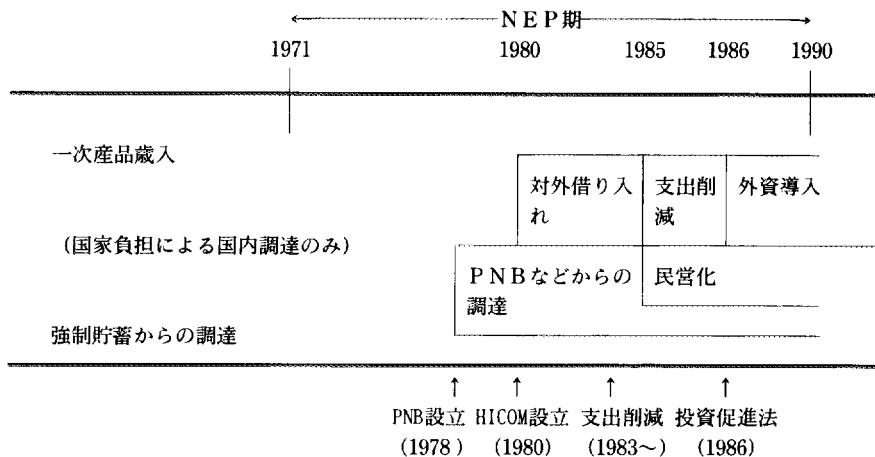
一方政府は、財政赤字状況下でNEPの目標である分配問題と経済成長の両立をいかに可能ならしめるか、そのためにはどのように財政を管理すべきかという問題に直面することになった<sup>(注40)</sup>。端的に言えば赤字財政下ではブミプトラ政策のコストを財政が全面的に負担することはできないが、では誰に負担させるかという問

題である。この答として1983年には財政の引き締めと同時に、「マレーシア株式会社構想」と「民営化」政策が発表された。前者は政府の役割を民間の生産活動に対するサポートに限定し、政府と民間が一体となってあたかもひとつの企業のように国家運営を行なうというものであり、後者は肥大化した公共部門を合理化し民間の企業活動に対する制約を減じ、その活動範囲を広げることで財政の負担を減らすと同時に、財源を拡大しようとするものであった<sup>(注41)</sup>。

「マレーシア株式会社構想」の目的がブミプトラ政策のコストを従来のように財政が一元的に負担するのではなく、民間部門にも負担させようということにあったと見るならば、資金調達戦略の大きな転換点と位置づけることができる。一方の民営化は、一部のブミプトラ企業家に優先的に公企業が払い下げられることで、ブミプトラ企業家の育成というブミプトラ政策の主旨に則るものでありブミプトラ政策の予定の行動と理解されていた。ただし、この時点で民営化に踏み切ったのは受け皿となるブミプトラ企業家予備軍が育成されてきたからというよりも、払い下げによる収益確保に重点がおかれていたと見られている。

構造調整の一環として、これまでブミプトラ政策推進の中心にあった公営企業のコストについても見直しが始まった。すなわち1983年10月の84年度予算の予算演説で初めて「予算規制外機関」(Off-Budget Agencies: OBA) の経費に関する議論が表面化し、その後NFPEs(非金融公企業)と呼び替えられたこれら公企業はその多くが非効率、予算浪費の元凶としてしばしば批判のやり玉にあげられることになる。しかしNFPEsの主要35社の多くは重工業化路線の推

図7 開発資金調達戦略の変化



(出所) 筆者作成。

進のために設立されたため、1984年までは支出拡大が続く。重工業化の設備投資のために輸入資材に依存せざるを得ず、これが政府保証の対外借り入れで賄われたために、国際収支の悪化、対外債務の増大の原因となった。逆に言うとこの時期にあっても重工業化のコストはまだ財政が負担していたのである<sup>(注42)</sup>(図7参照)。

さらに1985～86年の不況が、開発資金調達戦略に再度の変換を迫ることとなる。1980年代前半には政府は外国借款の集中的借り入れによって開発資金を調達してきたが、85年の不況を境に一転して返済に転じ、対外借り入れを商業ベースに切り替え、さらに融資から直接投資による資金還流へと調達戦略を変化させることになったのである<sup>(注43)</sup>。すなわち重工業化のコストも含めて、財政は工業化のコスト負担を放棄するのである。

一方この時期に多数の企業倒産が見られるが、その多くがブミプトラ企業であったことが、政府に大きな教訓を残した。すなわち、ブミプトラ政策の保護の中でブミプトラ企業家の数を増

やすことには成功したが、実力が伴っていないかったことの証左であるとみなされたのである。これはNEPの実験が部分的に失敗したことの確認でもあった。

こうして1980年代後半には、財政立て直しのための民営化と赤字NFPEsの切り捨てによる財政構造の改善が経済政策の重要課題となり、開発資金は政府だけでは賄いきれず民間外資に求めざるを得ない状況となった。また単なる支出抑制（第5次マレーシア計画の投資総額は第4次計画の総額を下回っている）に留まらず、経済活動に関する規制を緩和することによってコストを低減する方針がとられた。このような状況下で外資にブミプトラ政策のコスト負担を求めるわけにもいかず、不況からの脱出、成長路線への復帰が最優先される中でブミプトラへの優先的再配分政策を一時的にせよ棚上げせざるを得なかった。ここに開発資金の調達・配分の面でもブミプトラ政策の棚上げ状況が生じたのである。

- (注1) *Third Malaysia Plan, 1976-1980*, p. 310.
- (注2) 木村「ブミプトラ政策と経済構造……」78ページ／鳥居高「ブミプトラ政策下の工業化と経済構造変容」(堀井編『マレーシアの工業化……』) 32ページ。
- (注3) 鳥居 同上論文 31ページ。
- (注4) 今岡日出紀「財政・金融と工業化」(堀井編『マレーシアの工業化……』) 83～84ページ。
- (注5) 小野沢純「民間投資と日本からの直接投資」未公表論文による。
- (注6) 鳥居「ブミプトラ政策下の工業化と……」42～43ページ。
- (注7) 同上論文 44ページ。
- (注8) 堀井編『マレーシアの工業化……』iiiページ。
- (注9) 猿渡啓子「英系企業」(堀井編『マレーシアの工業化……』) 186～188ページ。
- (注10) 北村かよ子「工業化と外資導入政策」(堀井編『マレーシアの工業化……』) 107～108ページ。
- (注11) 同上論文 109ページ。
- (注12) 同上論文 112ページ。
- (注13) 同上論文 113ページ。
- (注14) 安田信之「ブミプトラ政策と工業調整法」(堀井・萩原編『現代マレーシアの社会・経済変容』) 140～141ページ。
- (注15) 北村「工業化と……」117ページ。
- (注16) 同上論文 118ページ。
- (注17) 木村陸男「1986年のマレーシア」(『アジア・中東動向年報 1987年版』アジア経済研究所 1987年) 324～325ページ。
- (注18) マハティール首相は1986年9月の与党UMNOの党大会における総裁演説の中で、NEP政策の一時的棚上げに言及している。
- (注19) 青木健・小野沢純「マレーシアの経済開発の課題と資金需要」(柳原透編『経済開発支援としての資金還流』研究双書387 アジア経済研究所 1989年) 298ページ。
- (注20) 小野沢「民間投資と……」35ページ。
- (注21) イスマイル・サリー「財政政策と構造調整」(横山編『マレーシアの経済……』) 42ページ。
- (注22) 今岡「財政・金融と……」81ページ。
- (注23) 同上論文 81ページ／青木・小野沢「マレーシアの経済開発の……」295ページ。
- (注24) 堀井健三「ブミプトラ政策の歴史的性格と国家資本の役割」(同編『マレーシアの社会再編と……』) 34ページ。
- (注25) 同上論文 35ページ。
- (注26) 安田「ブミプトラ政策と工業……」165ページ。
- (注27) イスマイル「財政政策と……」34ページ。
- (注28) 同上論文 41～42ページ。
- (注29) 青木・小野沢「マレーシアの経済開発の……」第3表 280ページ。
- (注30) イスマイル「財政政策と……」43ページ。
- (注31) 青木・小野沢「マレーシアの経済開発の……」292, 297ページ。
- (注32) 同上論文 297ページ。
- (注33) イスマイル「財政政策と……」42ページ。
- (注34) 同上論文 45ページ。
- (注35) 堀井「ブミプトラ政策の歴史的性格と……」37ページ。
- (注36) 同上論文 41ページ。
- (注37) 木村「ブミプトラ政策と経済構造……」114ページ。
- (注38) イスマイル「財政政策と……」38ページ。
- (注39) 1983年予算演説,(『アジア・中東動向年報, 1983年版』アジア経済研究所 1983年) 327～329ページ。
- (注40) イスマイル「財政政策と……」34ページ。
- (注41) 木村「ブミプトラ政策と経済構造……」114ページ。
- (注42) 同上論文 115ページ。
- (注43) 青木・小野沢「マレーシアの経済開発の……」304ページ。

## IV 脱ブミプトラ政策の今後

### 1. 残された課題=金融・資本市場

前節第3項で開発資金調達戦略の変化について述べたが、実は開発資金の潜在的な調達源でありながら過去20年間にわたってほとんど活用されてこなかった国内民間資金があった。それは言うまでもなく華人資本である。

NEP下のマレーシアにおいては開発資金の用途は大きく2つに分けられる。ひとつは再分配のための資金(ブミプトラ政策の資金)であり、

今ひとつは工業化のための資金である。当然のことながら華人資本はブミプトラ政策の財源としては用いることはできない。それはブミプトラ政策の中で「他種族が剥奪感を抱くことなく」と規定されているにもかかわらず、華人をはじめとする非ブミプトラ国民はブミプトラ優遇政策の中で相対的に差別されてきたからであり、こうした政策の原資として非ブミプトラ資本を動員することは不可能である。

しかし工業化それ自体の資金としては、華人資本も動員できたはずである。また華人資本の側にもその意欲は当初から存在した。にもかかわらずそれが1970年代以降十分に活用されてこなかったのは、ブミプトラ政策の枠組の中で華人資本が政策的に排除されてきたからである。そして工業化のための長期設備資金の供給は、国内に他の投資主体が存在しない多くの途上国と同様に政府系の開発金融機関を通じて行なわれたのである<sup>(注1)</sup>。

華人資本をどのように位置づけるかという点で最も重要であったのは1975年の工業調整法の制定である。この法律は製造業の全ての分野に対して行政の網をかけることを目的としており、その網の目を通じてブミプトラ政策の目標達成のための行政指導を行なおうとする法律であった。この法律の制定に対して華人コミュニティが再三反対したこと現われているように、工業調整法制定当初の最大のターゲットは華人の中小資本であった<sup>(注2)</sup>。華人系企業の製造業への参入に対してさまざまな行政的制約を課することは、華人資本の企業活動意欲を停滞させ、ひいては投資意欲も減退することになる<sup>(注3)</sup>。しかしながら、政府としてはNEPの「社会の再編成」目標達成のためには華人資本の絶対額

の伸びを抑える必要もあり、また当面の開発資金調達において上述のように80年代半ばまで華人の民間資本を必要としなかったこともあり、華人資本を製造業に関わる資本市場から排除する方向でNEP時代を乗り切ってきたのである。

このことは国家が集積した資本の再配分機能を担う金融政策においても見られた。今岡日出紀によれば、「ブミプトラが経済のあらゆる分野に進出することを容易にするために、金利と融資条件に関してブミプトラを優遇する資本市場が行政的介入によって形成された。当初は既存の制度的枠組を通じて資金を連邦政府に集め、それを優遇金利とより緩やかな融資条件によってブミプトラ企業あるいは個人に貸出」していたが、1970年代末以降「銀行部門に対する融資ガイドラインを敷くことによって、銀行部門の融資資金の一定部分が優遇金利と緩やかな融資条件でブミプトラに貸出されるようになった」、こうして「巨大なブミプトラ優遇資金市場が形成され」、「資金市場に関して二重構造が形成され」た<sup>(注4)</sup>。このことを前節で検討してきた資金調達戦略との関連で言えば、NEP第1期においては既存の金融市場の中に財政のコストで優遇資金市場を形成したということである。すなわち連邦政府の開発支出中の政府貸付財源の多くの部分は、EPF、郵便貯金、商業銀行に対する強制的（法に基づく）国債保有によって吸い上げられた資金であり<sup>(注5)</sup>、財政がブミプトラ政策のコストを全面的に負担していたことを意味する。その後の銀行に対する融資ガイドラインの制定という1970年代末以降の動きは、NEP第2、3期のブミプトラへの資産の再配分期に当たっており、財政の悪化から政府がブミプトラ政策のコストの全てを負担することが

できなくなった時期である。このため、金融市場に関するコストを金融機関に肩代わりさせることによって財政の負担軽減とブミプトラ政策の続行を図ったのである。

しかしこうした金融システムへのブミプトラ政策のコスト転嫁は、財政が金融部門を支援している限りにおいては有効でも、財政にその余裕がなくなった段階でその無理が表面化することになる。たとえば PNB が大半の株式を持つマレーシア最大の商業銀行である「バンク・ブミプトラ」の子会社「バンク・マレーシア・ファイナンス」(BMF) 社の汚職事件をはじめとして、特に1985～86年の不況期に金融機関の不良債権、ずさんな経営が大きく社会問題化した<sup>(注6)</sup>。この一連の事件の原因はこれら金融機関の経営者の能力だけに帰することはできない。むしろこれら金融機関が、経営基盤が脆弱であったり経営能力が欠如しているブミプトラ企業・個人に対して一定の優先貸付義務を負っていたこと、つまりブミプトラ政策のコストを強制的に担わされたことの当然の帰結でもあったからである。NEP の第 4 期には、このため金融機関の構造調整が叫ばれ、不良債権の整理や経営の合理化、金融機関間の合併による基盤強化などが政府のきもいりで実施してきた。これは金融機関からブミプトラ政策のコストを取り除く動きでもあった。1991年に発表された中央銀行年次経済報告では、こうした金融機関の再編成が一応完了したとして、それを振り返り「きわめて高価な経験」(very costly experience)<sup>(注7)</sup>であったと述べている。これは単に不況期の金融倒産からの回復のためのコストが高かったというばかりではなく、ブミプトラ政策下での金融・財政政策の社会的コストがきわめて高かつ

た<sup>(注8)</sup>ことをも意味していよう。

NEP の期間を通じて、民間金融部門の長期資金はそれを必要とする製造業部門に向かわなかったが、その原因は対ブミプトラ優先貸付制度にあった<sup>(注9)</sup>と言える。またブミプトラにせっかく優先的に融資された資金もブミプトラの側に製造業への投資意欲が欠如している<sup>(注10)</sup>以上、ブミプトラ優遇の金融政策はマレーシアの工業化の進展に阻害要因として働いたと結論づけることも可能なのである<sup>(注11)</sup>。

このことは財政にせよ、外資にせよ他の調達源から工業化のための資本が調達されている限りは無視することのできた問題であった。しかし今後のマレーシアの工業化のためには新たな資金源を求めざるを得ない状況になっている。1990年代に入っても引き続き外資の引き留め努力を行なうにせよ、為替リスクがなく行政のコントロールが効きやすいという意味での低コストの資金調達源として国内にある民間資本の動員が重要な課題となってくるであろう。すなわち新たな成長のエンジンとして国内民間資本＝華人資本の活用が不可欠となってこよう。金融機関の構造調整をそのための前提条件として考へるならば、1988～89年の金融立て直し政策によって、分配を前提とするシステムから金融本来の機能主義的システムに変化したと見ることができるのでないだろうか。ただしそだ華人資本に対する冷遇・無視の状況は大きな変換を迎えてはいない。

もちろんこれまで金融部門における行政指導が所得の再配分機能を有してきた<sup>(注12)</sup>ことには、積極的に評価すべき点がある。ブミプトラ政策という大義名分があることで、差別的な資金の再配分に伴う不平・不満を最小限に抑えながら、

ブミプトラ大衆の経済基盤の底上げをし、結果として国民全体の貧困率を押し下げることに成功したからである。しかしブミプトラ政策下の資金調達は社会的コストが高かったことが明らかになり、工業化政策、外資政策、開発資金調達政策の3要素が1985～86年不況を契機に「脱ブミプトラ政策」の下地を用意している以上、残された「華人資本」にも「脱ブミプトラ政策」のアプローチがとられれば、マレーシアの経済成長戦略はその整合性を一層増すことになるであろう。

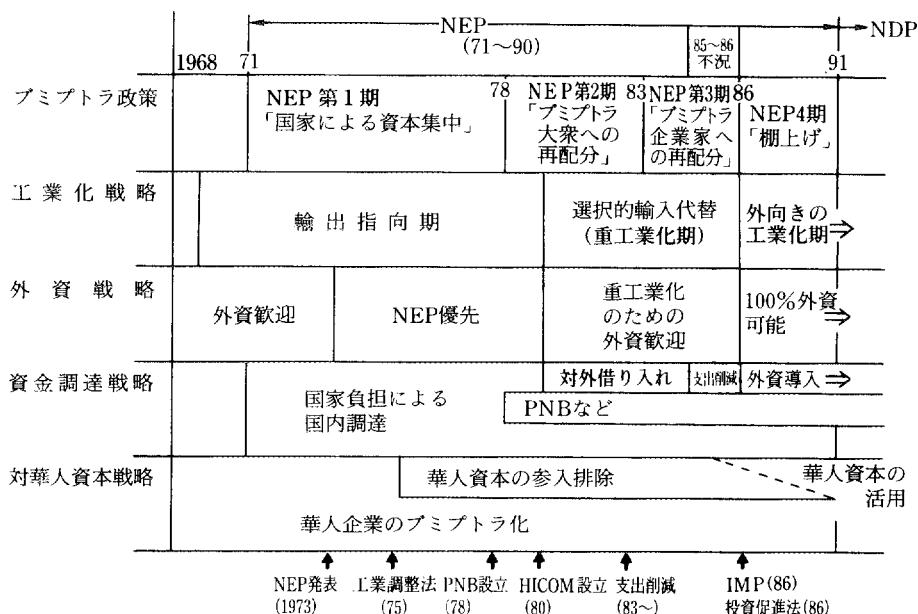
## 2. 脱ブミプトラ政策の今後

以上見てきたように、工業化政策、外資政策、開発資金調達政策、対華人資本政策の4つの要素の間には、これまでブミプトラ政策の存在ゆえにそれぞれ足枷があり、相互に矛盾するところが多く、整合的な開発戦略をとりにくかった。

1986年以降のブミプトラ政策の棚上げによって華人資本の扱い以外の3要素が初めて整合的に調整され、その結果めざましい経済成長がもたらされたことは誰の目にも明らかである。それが「ブミプトラ政策の棚上げ」と批判されようとも、「パイの拡大」がブミプトラ政策遂行の最も重要な前提条件であるという論理をブミプトラを含む国民が広く支持していることは、1990年秋の総選挙でマハティール首相率いる与党連合が勝利したことでも明らかになった。この勝利によってマハティール首相は「ブミプトラ政策の棚上げ」路線を NDP の路線に引き継がせるフリーハンドを得たのである<sup>(注13)</sup>。せっかく一度有機的に整合し、順調な経済発展の基礎となった経済戦略を今更元に戻す要因は今のところ存在しない。

再度整理すると、(1)工業化戦略は1986年の I

図8 NEPの変化と脱ブミプトラ化の過程



(出所) 筆者作成。

MPによる「外向きの工業化」戦略への転換で、(2)外資政策は同じく86年の投資促進法の制定で、また(3)開発資金調達戦略に関しては83年以降の財政支出削減、不良NFPEsの見直し・整理、対外借款の前倒し返済など一連の「構造調整」によって、それぞれ「脱ブミプラ政策」に踏み出した(図8参照)。

残る華人資本については表向きの政策変化はまだ見られない。ある意味でブミプラ政策の核心に触れる部分でもあるからである。しかし現実には1986年の投資促進法によって外資の流入が急拡大する中で、国内の華人資本が台湾・シンガポールの外資の形をとって再流入しているとの観察もある<sup>(注14)</sup>。また日本が供与しているツーステップ・ローンであるASEAN日本開発基金(AJDF)の利用者の中にこれまでこうした公的融資の対象となりにくかった華人中小企業が含まれているという観察もある<sup>(注15)</sup>。

さらにNDPでも株式保有比率目標は引き続き保持されるとはいながら、ブミプラ資本30年の達成期限を設定しないとの宣言がなされたこと<sup>(注16)</sup>は、華人資本にとって大きな前進と受け取られよう。今後の「社会の再構成」目標の重点は「有能なブミプラ商工業コミュニティー(BCIC)の育成」におかれるとされている<sup>(注17)</sup>。このことは1983年以降の不良NFPEsの問題化、また85~86年不況で倒産した企業の大部分がブミプラ資本であったことの強調といった、政府によるかなり意図的な「ブミプラ企業家の未成熟」キャンペーンを受けてのことである<sup>(注18)</sup>。政府は再三、経営の経験・ノウハウを有する華人がブミプラと協力して経営に当たり、ブミプラ企業家を育成することに協力して欲しい、と訴えている。このことが華

人資本対策の変化をもたらすものとは即断できないが、状況の変化を感じとれよう。

いずれにせよマレーシアの経済史において、1985~86年不況の持った意味は69年の5・13事件に比肩する程大きく、5・13事件がNEP=ブミプラ政策を用意したように、85~86年不況のインパクトを受けた「構造調整期(86~88年)」<sup>(注19)</sup>は「脱ブミプラ政策=NDP」への体制固めの期間であったと言うことができよう。そしてマレーシアの1990年代の発展戦略はこの構造調整期に定着した経済発展優先・効率重視の「脱ブミプラ政策=NDP」を推し進めていくことにある。まさにマレーシアはNEPという20年間の壮大な実験を終え、その失敗の部分が誰の目にも明らかになったことを踏まえて、新たな開発戦略に踏み出すことができるようになったのである。この意味でNEPの20年間の実験は大きな成果をあげたと評価できるのではないだろうか。

(注1) 今岡「財政・金融と……」85ページ。

(注2) 安田「ブミプラ政策と工業……」141ページ。

(注3) 木村「ブミプラ政策と経済構造……」110ページ。

(注4) 今岡日出紀「マレーシアにおける金融構造変化とそのマクロ経済的含意」(『アジア経済』第28巻第2号 1987年2月) 24ページ。

(注5) 同上論文 31ページ。

(注6) 木村「ブミプラ政策と経済構造……」127ページ／安田「ブミプラ政策と工業……」167ページ。

(注7) Bank Negara Malaysia, *Annual Report 1990* (Kuala Lumpur, 1991).

(注8) 今岡「財政・金融と……」99ページ。

(注9) 同上論文 90ページ。

(注10) 木村「ブミプラ政策と経済構造……」76ページ。

(注11) 今岡「財政・金融と……」90ページ。

(注12) 今岡「マレーシアにおける金融……」42ページ。

(注13) 佐藤寛「経済成長実績で安定多数を確保」(『アジアトレンド』第53号 1991年2月) 14ページ。

(注14) 1989年8月に行なった筆者による現地での関係者インタビュー。特に日本人工商会議所での関係者インタビューなどによる。

(注15) 1989年8月、90年8月のクアラルンプールでの筆者による関係者インタビュー。特に日本側金融関係者からのインタビューなどによる。

(注16) *The Second Outline Perspective Plan, 1991-2000* (Kuala Lumpur, 1991) p. 4. また同計画書によれば1990年の比率はブミブトラ／華人・インド人／外国人が20.3／46.2／25.1となっており、外国人比率は目

標の30%を超えて低下したが、ブミブトラの比率は30%に達することができなかったとしている (p.12)。

(注17) 同上計画書でも、NEP期のBIBC育成が不十分であったと指摘されている (*Ibid.*, p.12)。

(注18) 同上計画書の中でもこの点が指摘されている (*Ibid.*, p.18)。

(注19) Kamal Salih and Mei Ling Young, "The Malaysian Economy: The Future of Japanese Cooperation, Final Report," in *Perspectives of Japanese Economic Cooperation, Part II (Brazil, Malaysia)*, by Institute of Developing Economies (Tokyo, 1991) p. 342.

(アジア経済研究所経済協力調査室)